

177. 12. 8 府中青年の家 西村 美東

「青年の家を考える」

我々の任務は常に都の社会教育職員としての任務であり、決して区市町村社会教育の任務うものではない。しかし、その社会教育に市町村オ一主義が貫かれねばならない。我々が家の家で仕事するにあたって「禁欲」すべきは、一つは市町村社会教育職員と同様、「環境」の限定から保び出すこととはできないという点であり、さらにもう一つ、都道府県の職員と特殊に限定されるわけである。何たか、がんじがらめで苦しい話である。

（何故に「市町村オ一主義」というそんな「不自由」なく都の社会教育職員にとつて）限くつてしてしまうのだろうか。

10. 一つ、社会教育は継続的なプロセスの中で、ほんの少しづつ芽生える。故に、「ケタ」で行ける距離にある市町村社会教育施設が中心となる。

二つ、社会教育は「実生活に即する」（社教法三条）学習である。市町村ごとに、生活問題が異なるにすれば、当面、それは市町村ごとに分れて行なわれるだろう。

三つ、社会教育の一面は、地方自治を学ぶことであり、住民の自治能力を高めることである。同時に社会教育は、地方自治、住民自治そのものでもある。市町村は、地方自治にとって単位として重要であり、又「民主主義の学校」として有効である。

これらの理由から、社会教育の市町村オ一主義が導かれる。

さて、ここで、都内の青年の居活動の現状をみてみたい。一つ、自らの存在、あるいはその区市町村と無関係に、活動したい所、活動しやすい所で活動する青年が増えている。

20. 二つ、各区市町村のサークルが、連絡をとりあい、さらに区市町村をこえた連絡に発展する動きがある（五区連絡、三ヶ里、この指とまれ）。

三つ、一区市町村においては、教的にごくわずかな学習要求がある。それは区市町村内部では参加者数から考えて共同学習たりえない。（リーダー間の学習の一部もそれに含まれる。）

25. 四つ、全都的ともいえる活動がある。それは特に文化活動において顕著である。

五つ、一区市町村の範囲をこえる広域的生活課題ともいうべき問題が山積みされている。それは当然、青年の生活の上にも重くのしかかっている。そしてその中でも青年に特殊な問題青年たちの手で解決するしかない。

次に青年の家職員（特に専門職・社会教育主事としてではあるが）の職務の面から考えてみたい。市町村オ一主義を得ない為の最も安全な方法は、青年一家が、現在よりより

業界の直接的事業を行なわず、食・施設に徹すること、青年のほごである活動にタッチしないことである。しかし、もしそうすれば、次のようなことが考えられる。

一つ、職員の仕事が、青年から検証されることなく、行政レベルでしか進みなくなるおそれがある。青年とつながりがないので、たとえ「御意見箱」などを置いたとしても、本当の青年の気持ちは聞かないであらう。

二つ、それゆえ、たとえ最初、職員の青年と愛する情熱がすばらしくとも、それを持続させるのは困難である。それは、片想いの恋が時とともにうすれてゆくのに、にている。

三つ、施設提供の中で、ある程度、教育作用がありうるとしても、それは、各々の団体にとりては一過性のものであり、積み重ねにはなりにくい。^{21にその}単純な「教育作用」がもしあるとしても、そのほとんとは「団体宿泊訓練」でしかないのではあるまいか。

このように、青年の側からも、青年の密職員の側からも、青年の衆が青年とむすびつき、青年の要求に応える事業を行なっていくことが求められている。確かに、都道府県が市町村の自治権を侵害し、その都道府県の自治権を国が侵害するという、過去の忌わしい封建的中央集権制の思ひならは、市町村第一主義の意義は大きい。都は決して区市町村の自治権を侵害するようないことがあってはならない。しかし、それは、都が青年とむすびつき、青年の要求に応えた事業を行なうこととも排除するものではない。先にのべたような都内の青年の諸活動を考えるならば、都の社会教育に対する²²青年の要求は高まりつつあるといえよう。

そもそも最初に述べた市町村第一主義の根拠は、「市町村でなければ通じない」という性格のものではない。都立の社会教育施設であろうと、足の便がよく、「ウントリはさ」でいけるのにこしたことはない。生活課題についても、市町村を超えた課題が横出している。都の自治権を守る必要性が、市町村のそれと同様、近年とみに叫ばれている。市町村第一主義を大切にしようとする根拠を、都段階の社会教育についても適用する必要があるのではなかろうか。

「何となくすぐす当り前のことを言っているのか」と思う人もいるかもしれない。しかし、私には、都が都民に対して講座などの事業を行なうと、それはすべて区市町村の自治権に対する侵害だと受けとる議論があるように思える。

さらに、都の社会教育行政内部にも問題があるのではないか。「社会教育部施策推進方針」中に五本の「基本方針」があるが「(2)、都は広域的役割をはたす」として「(略)……²³統一的、先導的の事業等を行い、広域にわたる都民の教育、文化課題にこたえる」とある。²⁴しかし、その

←ツメル 5 10 15 20 25 30 35 40
従来、区市町村に対する都の~~独自の~~役割として、「区市町村の展開する社会教育行政に対しこれをあらゆる面から支援する援助者の位置に立つものとする」と言われてきた。そして、実際にはそれは、「財政的援助、情報資料及び研修の機会」の提供などに表われている。⁽²⁾
しかし、「広域的役割」については、どうだろうか。⁽³⁾ ⊗ しかしその「補完」や「先導」の内容が明確でない。よって「広域的役割」もはっきりしない。これらは、青年の家などの社会教育施設が、その事業の中で実践的に、具体的に明らかにするべきであろう。

思うに、「広域的役割」の実践は、困難であるとともに、危険や緊張をはらんでいる。一歩間違えれば、範囲が一つの⁽⁴⁾市町村でしかなかったり、⁽⁵⁾市町村の社会教育と同内容だったりしてしまう。都の社会教育が、明確な目標とプロセスをもった広域的役割を果たしていない原因もここにあるのではないだろうか。

しかし、青年の広域的な要求はますます、広がり深まっている。青年の家がそれをして通することは、社会教育施設としてはワポター・ジュレもいえる。区市町村に対する独自性を自覚しつつ、それらに取り組む必要があるだろう。

その営みによって青年の自己教育運動は育てられ、それは各地域に成果として持ち帰られる。それは「住民一人一人の生活課題^{それは区市町村の}についてその学習要求に直接こたえる」社会教育行政を支える^{のことはよく}カの一となるだろう。すなわち、それはあくまでも市町村第一主義をやるものである。否、区市町村の社会教育行政を積極的に援助するという意味では、市町村第一主義を内実から創り上げてゆくものといえるだろう。なぜならば、市町村第一主義とは、何よりも、「住民一人一人の生活課題についての学習要求に直接こたえる」、「生活に根ざした教育活動」であり、その実現の手助けになるのだから。⁽⁵⁾